

平成 21 年 11 月 26 日

各位

住友信託銀行株式会社

## 上海支店における人民元取扱開始について

住友信託銀行株式会社(取締役社長 常陰 均)は、「中華人民共和国外資銀行管理条例」及び「中華人民共和国外資銀行管理条例実施細則」に基づき、中華人民共和国銀行業監督管理委員会あて提出していた人民元業務取扱申請が認可されたことを受け、本日付にて上海支店にて人民元業務の取り扱いを開始致しました。

人民元業務取り扱いは、国内信託銀行としては初めてとなります。

中国国民の購買力の高まり及び中国政府の景気刺激策もあり、中国経済における内需のウエイトが高まりつつあります。これに伴い、上海支店の顧客である日系企業においても中国国内通貨である人民元決済の割合が増加し、銀行に対しても人民元での対応が求められています。

これまで上海支店の業務は外貨建に限定されていましたが、今後は人民元建に業務範囲が拡大することになり、お客様に対するより一層のサービス提供が可能となりました。

当社は、日本の信託銀行として唯一中国国内に支店を有し、銀行業務を行っているほか、現地法人の中和住信諮詢(北京)有限公司では日系企業向けの年金コンサルティング、コーポレートアドバイザー(企業の買収や資本の提携助言業務)及び省エネコンサルティング(予定)を行っております。中華人民共和国証券監督管理委員会より取得した QFII(Qualified Foreign Institutional Investors)ライセンスを活用した中国 A 株ファンドも設定する予定としております。

今後も成長する中国市場において、信託銀行としての特色あるサービスをご提供できるように事業展開を図って参ります。

(当社の中国拠点)

- ・支店： 上海支店
- ・駐在員事務所： 北京駐在員事務所
- ・現地法人： 中和住信諮詢(北京)有限公司  
住友信託財務(香港)有限公司(The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited)

以上